



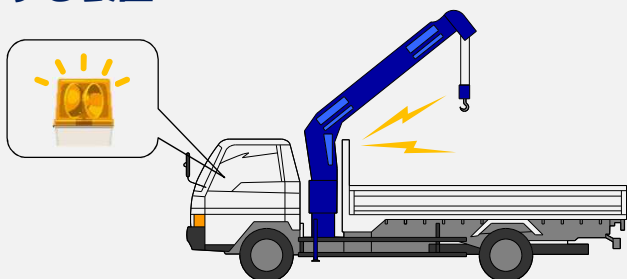
徳島県土木工事共通仕様書（平成28年7月）に規定しているトラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置付き車両の使用原則化について、**令和4年3月31日をもって経過措置期間を終了**します。**令和4年4月1日以降は、下記のとおりとします。**

## 1 対象工事

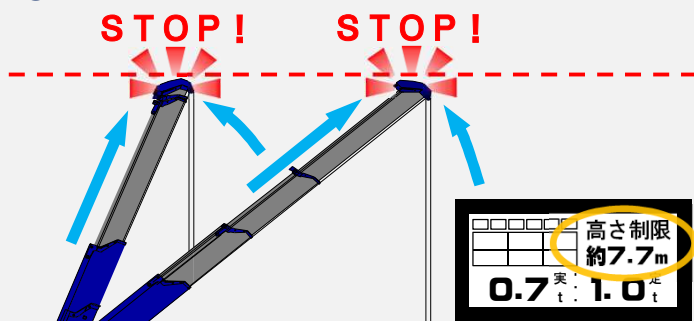
徳島県県土整備部が発注する土木工事において、工事現場や資材置場等でトラック（クレーン装置付）を使用する工事

## 2 上空施設への接触事故防止装置（①又は②）を原則使用（※）

①ブームの格納忘れを防止（警報）する装置



②ブームの高さを制限する装置



（※）ただし、監督員との協議により、上空施設への接触事故防止装置付きのトラック（クレーン装置付）を使用できないことが認められたときは、この限りでない。

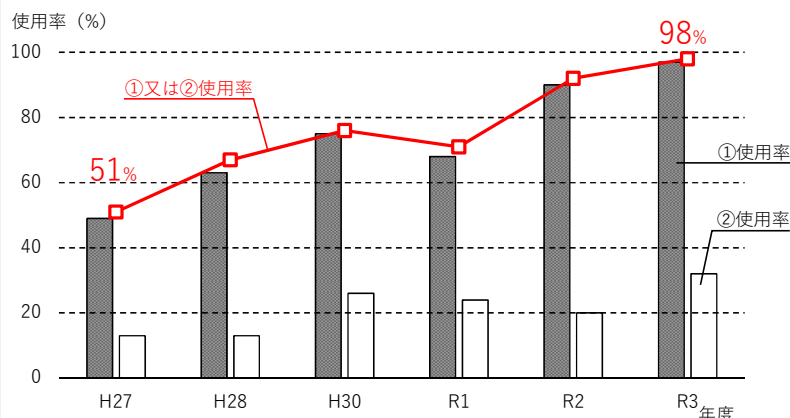
## 3 工事成績評価における評価

接触事故防止装置付きのトラック（クレーン装置付）を使用し、事故を防止した工事については、使用報告書（様式有）を監督員に提出した場合、工事成績において評価されます。

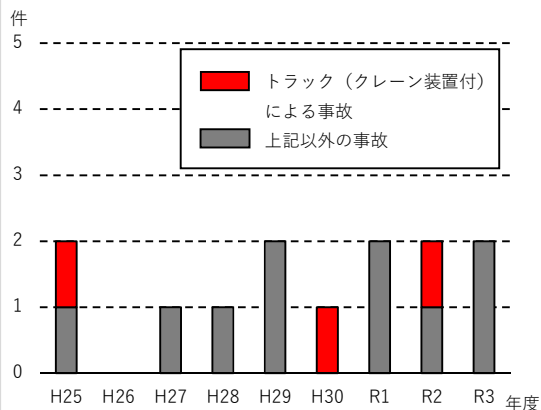
トラック（クレーン装置付）において上空施設への接触事故防止装置付きの車両を使用している

## （参考）接触事故防止装置付き車両の使用率及び事故発生件数

●使用実績調査結果 調査時期：H27～R3（10月～12月）※H29年度は調査未実施



●事故発生件数（上空施設関係）



※「対応フロー」もあわせてご確認ください。